

2002年1月7日発行

# こどもあーと

特定非営利活動法人九州沖縄子ども文化芸術協会  
No.2

子ども未来館・はき  
子ども活動と文化芸術活動の拠点

「文化芸術振興基本法」成立  
設立直前の学習会より 講師：大和滋氏 清水満氏  
全文掲載

第1回 こどもあーと研修会報告 講師：ふじたあさや氏  
「舞台芸術概論」 =子どもが劇で育つ、子どもの育つ劇=

お知らせ

- ・アジテジ世界大会（2002年7月ソウル）・「海を越える妖怪たち」
- ・鹿児島県 国際シボジウム ・熊本県 芝居小屋八千代座見学

祝賀会ご案内 子どもと舞台芸術出合いの広場・フェスのご案内  
九州沖縄地方子ども劇場連絡会30周年記念  
特定非営利活動法人こどもあーと設立1周年記念

キャンペーンシールのお願い ・ 会員紹介

子どもの世紀21 キャンペーン “ほくらはみんな生きている”

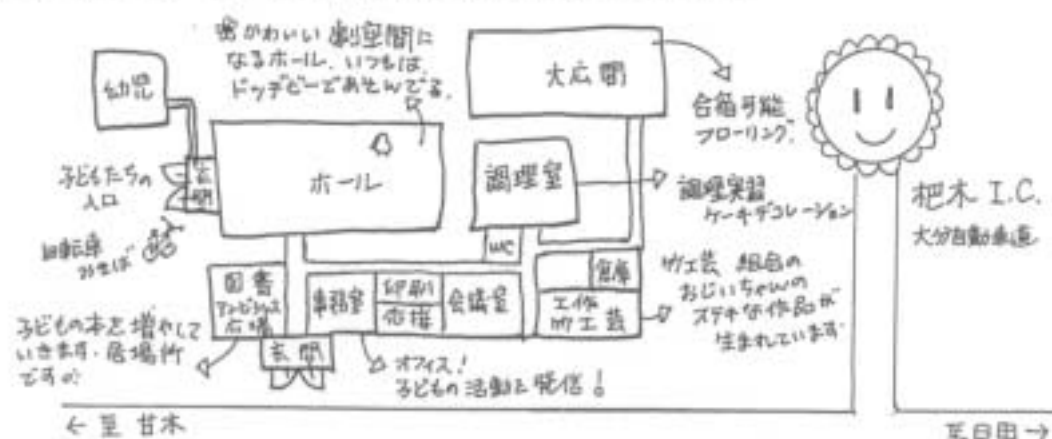
事務所 郵便番号 860-0821 熊本市本山1丁目6-13  
TEL096-319-0350 FAX096-319-0360  
E-mail [goki@kodomo-art.org](mailto:goki@kodomo-art.org) URL [www.kodomo-art.org](http://www.kodomo-art.org)

発行：特定非営利活動法人九州沖縄子ども文化芸術協会  
編集発行人：柳田茂樹 編集スタッフ：河本景介、富士川佳余子

## 子ども未来館・はき

### <子ども活動と文化芸術活動の拠点、子どもが育つ文化の町づくり>

7月14日に開館、式には約90名が参加、地元「はっきーの会」の子どもの踊り、「青い鳥」の読み聞かせとパネルシアター、ピアノと全員合唱で楽しいひとときでした。



### <子どもアンビシャス広場始まる>

7月17日から、子どもアンビシャス広場(福岡県推進の子どもの居場所づくり)開始、11月までに(5ヶ月間のべ83日間)1,015名の子どもたちが利用しました。実数115名で、この久喜宮(くぐみや)小学校区(全校児童約150名)のほとんどの子ども達が一度は利用したことになります。安心して子ども達が使え、毎日いてくれる青年のスタッフが大きな魅力です。最近、近所の高校生もスタッフとして参加しています。

11月4日の町制50周年祭では、子どもたちが、劇「子ども・未来・はき」を町長の「子どもが育つ町づくり宣言」とともに、京都フィルハーモニーのみなさんの演奏に支えられて行いました。そして2002年3月の「杷木国際子ども芸術フェスティバル」ではお芝居をしようと準備を始めています。

### <はき子ども村> 2001年7月22日～8月4日

また、夏休みにはここを拠点に「はき子ども村(子ども長期自然体験村事業)」を行いました。九州各地の子どもたち17名と青年スタッフ18名(海外4か国4名含む)が参加、2週間のプログラムで、杷木町、宝珠山村、中津江村(大分県)でさまざまな体験をしました。子どもたちは、自分たちでテントをたて、炊飯し、洗濯し、地区の各家に挨拶し、夜はお風呂をもらったり、竹やつるで弓矢の作り方を習ったり。子ども村は、生活を基本にし、地域の協力と人の知恵と技を生かした体験活動です。

### <子どもの舞台芸術の発信>

6月には日中韓3国合同のファミリーミュージカル「海を越える妖怪たち」の稽古を「子ども未来館・はき」で行い、全国公演へ旅立つ予定です。

学校5日制の完全実施をひかえ、芸術文化振興基本法の成立など、子ども・文化・NPOなどをめぐる動きが活発になる中で、子どもが、楽しく集い、遊び、文化芸術と出会う、芸術文化活動の拠点を目指して活動をすすめていきたいと思ひます。地域の住民、各団体、行政のみなさんの日々の温かいご支援ご協力に支えられ、青年スタッフもがんばっています。今後ともみなさんのご支援・ご協力をよろしくお願ひします。

## 「文化芸術振興基本法」成立

12月7日公布・施行

### 《成立直前に学習会開く》

11月6日把木町において九州沖縄2002企画調整会議に合わせて、この法律に関する学習会を開きました。法案成立（衆議院通過11月22日）を目前にした時期で、刻々と事態が動いている時でした。

芸団協の事務局長大和滋氏に法案成立に向けて、これまでの取り組みの経過をお聞きし、芸団協としてのこの法案に対するお考えを伺いました。また、コメンテーターとして清水満氏からは子ども劇場の活動に照らし積極的なご提言をいただきました。

### 講師：大和滋氏（芸団協事務局長）

実演家の団体によって構成される社団法人日本芸能実演家団体協議会は、“創造的営みの中で芸能の専門家としての役割を自覚し、人々の自己実現のプロセスに積極的に参画し貢献することを目的”に「文化芸術振興基本法」の制定に関して取り組んで来られました。

1974年の入場税撤廃に向けての動きにはじまり、80年代には文化政策研究会を設置し、90年代には基本法の研究が始まります。社会的にも大きく動く時期で、1990年芸術文化振興基金設置、企業メセナ協議会発足、1992年文化経済学会発足、この年に音楽議員連盟が「芸術文化振興に関する基本的な立法の検討の課題」を掲げます。98年に再度基本法の研究に着手、2001年2月法律の制定に向けての“中間まとめ”を芸団協は公表し、広く議論の提起を呼びかけ、今回の法案設立に際し大きな原動力となります。

法案設立に向けての、芸団協の基本理念は①一人々が等しく文化権を有することと ②芸能実演家が専門家として活動する条件を整備することとしています。

### コメンテーター：清水満氏（グルントヴィ協会理事）

「子どもの文化活動基本法」の制定を！！

子どもの権利条約の精神を立法化した「子どもの文化活動基本法」の必要性  
通例「子どもの文化・表現活動」というとき、大人の「芸術文化」からそれを見ると、漏れ落ちるものがたくさんあります。幼児や児童の原初的な表現活動は芸術の誕生であります。こういうものを現今の「芸術文化」に含むことができるでしょうか。無理して「文化芸術振興基本法」にもりこむよりも、「子どもの権利条約」の精神を立法化した「子どもの文化活動基本法」なるものを制定した方がいいような気がします。

（お2人の講演より採録）

## 文化芸術振興基本法

目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 基本方針（第七条）

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

全文掲載

## 附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中において、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

## （基本理念）

第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本方針

第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

## 第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将

棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」という。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)



第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術活動の場の充実）

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（公共の建物等の建築に当たっての配慮）

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

（情報通信技術の活用の推進）

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等）

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間の支援活動の活性化等）

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない

（関係機関等の連携等）

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

（顕彰）

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

（政策形成への民意の反映等）

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

（地方公共団体の施策）

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する

(文部科学省設置法の一部改正)

2 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。第二十九条第一項第五号中「著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」を「文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)第七条第三項、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)」に改める。

## 理 由

文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与するため、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術活動を行う者の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 文化芸術振興基本法案に対する附帯決議(参議院文教科学委員会)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 文化芸術の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要な財政上の措置等を適切に講ずること。
- 二 本法は文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても、本法の対象となるものである。文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、その取扱いに差異を設けることがないようにすること。
- 三 文化芸術の振興に関する施策の実施に当たっては、文化芸術活動を行う者等広く国民の意見を適切に反映させるよう努めること。
- 四 文化芸術の振興に関する施策を講ずるに当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重し、その活動内容に不当に干渉することないようにすること。
- 五 我が国において継承されてきた武道、相撲などにおける伝統的な様式表現を伴う身体文化についても、本法の対象となることにかんがみ、適切に施策を講ずること。
- 六 我が国独自の音楽である古典邦楽が、来年度から学校教育に取り入れられることにかんがみ、古典邦楽教育の充実について配慮すること。
- 七 小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。

右決議する。

この法律制定の動きが始まって、成立するまでに国民全体とは言わないまでも、関係者さえ充分議論を尽くす間もなく、国会を通過した感は否めません。これから私たちの活動に具体的にどう反映していくのだろうか？文化芸術に対する社会の意識が変わるのだろうか？…とまだまだ未知数のほうが多いです。  
しかし、このような法律ができたことは、大きな歴史の変換点には違いありません。これからこの基本法の具体化をめざし、また清水先生からの提言を受けて、子どもの文化活動が推進されていく法律づくりに向けて、各地域で議論を始めましょう！



第1回  
こどもあーと 研修会  
主催 子ども芸術部  
子どもの文化学校部

「舞台芸術概論」  
講師:ふじたあさや氏  
(演出家)

2001年12月12日  
11時～15時  
子ども未来館・はき  
参加者 25名



## 『子どもが劇で育つ、子どもの育つ劇』

### <日本の演劇の歴史から>

歌舞伎・能を自由に庶民が楽しんでいた300・400年の間は、政権交代が常に起きている時代でしたが、家康により江戸時代に入り政権が安定してくると、幕府による規制が始まり、新しい演目を上演することができなくなり、伝承しか認められなくなります。このことは、一生の中でやる演目・プロセスが決まり、様式化することになります。その結果、修練を重ねその様式は世界の最高水準にまで達していました。

### <教育と演劇との関係>

しかし、江戸が崩壊し明治になってみると、創造することを禁止された時代が長く続いたため、生きている今の時代を表現する力はなくなっていました。そんな中、川上音二郎が社会を風刺した“オッペケペー”で登場し(新しい芝居のはじまり)自由民権思想の普及につながります。また、その一方支配する権力を奪われた士族の不平のはけ口が、批判のエネルギーを込めて、芸能に向わせました。しかし内容は民衆を啓蒙すること(上の者が下の者に教える)でした。片や、明治に入り一方通行型の教育システムが敷かれ、啓蒙型の演劇と似ているところもありました。

### <演劇は総合学習に最も最適>

現代は、答の出る時代ではなくなりました。みんなが話し合う中で、世の中が動いていく時代です。今、ワークショップでみんなが同じ間隔で立ち、コミュニケーションをとる時代です。

来年度からの総合学習の時間は、今までの記憶力を測るだけの一方通行型の教育を変えるものです。演劇は総合学習に最も最適なものです。演劇は人の身になり、言葉の理解が必要です。見て聞いて認識し表現します。それと同時に感性を刺激します。更に演出家は、一人一人が持っている可能性を引き出す仕事です。また、教育も本来そうあるべきです。

しかしそれにしても日本にないのが、演劇の専門課程(大学もない)です。先生の養成課程の中に、演劇を入れるよう言いつけていますがなかなか実現しません。

子どもに表現する楽しさを身をもって体験してもらうためにも、そのための場づくりが必要です！

(記録 富士川)

ASSITEJ

## アシテジ世界大会・ソウル開催

国際児童青少年演劇協会総会

2002 ソウル児童青少年公演芸術フェスティバル

2002.7.20～7.28

- ・ フェスティバル：伝統と先端技術が絶妙に溶け合った世界トップクラスの児童青少年演劇が30作品！（10劇場で9日間のフェスティバル）
- ・ シンポジウム/ワークショップ/特別セミナー/野外カフェ
- ・ 世界70ヶ国から集まり、3年毎に開かれる総会—アジア初の総会

こどもあーと 特別企画作品

### 『海を越える妖怪たち』

劇団えるむ



日本・中国・韓国の共同作品であるこの作品が、九州各県で、来年6月実施に向けて大きな期待をもって企画されています。5月29日から来日、稽古が始まり、6月7日の杷木町からスタートします。

6月23日まで右の各市町で公演します。  
(12月現在)

福岡県杷木町・大分県三重町・宮崎市・久留米市・宇土市・本渡市・熊本市・荒尾市・長崎市・佐賀市

### 【鹿児島県】国際シンポジウム「子どもが演劇と出会うとき」

市民文化ホール 2002.1.15（火）10:00～13:00

パネラー

韓国：金 雨玉さん/オーストラリア：ケイト・ファウラーさん  
劇団風の子九州：林陽一さん/劇団道化：篠崎省吾さん  
人形劇団クラルテ：松本則子さん

第14回祭典に向けて、これからの子どもの演劇やフェスティバルの意義について、シンポジウムを行います。参加費/会員600円・一般1100円  
お問い合わせ/鹿児島市子ども劇場連絡会 TEL0992-56-4007

劇中  
の場面を  
見たい

### 【熊本県】地域探訪 昔の芝居小屋『八千代座』見学

熊本県山鹿市 2002.1.16（水）10:30～

今年の春、修復工事が終わり、甦った昔の芝居小屋はとても人を暖かく迎えてくれます。午後は、オーストラリアの児童演劇に関わっていらっしゃるケイト・ファウラーさんからお話を聞きます。

参加費1000円（昼食付き）

お問い合わせ/熊本県子ども劇場連絡会 TEL096-356-0741



# 開催

## 九州沖縄地方子ども劇場連絡会 30周年記念

### 特定非営利活動法人こどもあーと設立1周年記念

# 祝賀会

日時：2002年3月21日（祭）夜 / 会場：福岡県杷木町 泰泉閣

九州沖縄地方子ども劇場連絡会は、1971年の西日本子ども劇場連絡会設立以来、30周年を迎えます。また昨年3月に九州連絡会子ども芸術部より設立したこどもあーとも1周年を迎えるにあたり、これまで子ども劇場を支えてくださった方々、またこれから子どもたちのために共に活動していく皆様と一緒に祝いの会を企画しました。たくさんの方のご参加をお待ちしています。

\*詳しいご案内は、後日送らせていただきます。

同時開催

3月21日～24日 福岡県杷木町

### 九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場 杷木国際子ども芸術フェスティバル

- <主催> 「九州沖縄子どもと舞台芸術出合いの広場」実行委員会
- <目的> あらゆる人々が舞台芸術の豊かさを享受できる社会の実現、また、児童青少年の健やかな成長にとって、舞台芸術の豊かな出合いが必要であるとの考えに基づき、そのための情報交換、芸術体験の機会を創出し、もってわが国の文化環境づくりに寄与することを目的とする。
- <内容>
  - ・基調フォーラム 「子どもと芸術のまちづくり」
  - ・国際フォーラム「子どもにとっての舞台芸術の意味を考える」(仮題)
  - ・交流の広場 芸術団体の皆さんとの出合いの場 作品情報など
  - ・2003 企画作品プレゼンテーション
  - ・ワークショップ 9団体を予定
  - ・2002 年度企画実施打ち合わせ会
  - ・子どものための舞台芸術作品の上演

ご入会ありがとうございます

## &lt;会員&gt;

楽劇団いちよう座	劇団えるむ
劇団風の子	劇団前進座
劇団仲間	劇団道化
劇団潮流	劇団あとむ
劇団うりんこ	劇団たんぼぼ
劇団青芸	劇団風の子東京
青年劇場	劇団風の子九州
劇団風の子東北	
劇団風の子(中四国)	
劇団京芸	俳優館
げきだんはてな	劇団扉座
劇団一踊二跳	演劇集団造玄社
JP スタジオ	横山企画
京楽座	演劇集団くすのき
アートプラン	劇団風の子(関東)
アフタフパーバン	劇団かかし座
人形劇団ブーク	人形劇団ひとみ座
人形劇団クラルテ	人形劇団京芸
人形劇団むすび座	人形劇団夢知遊座
人形劇団のはな	人形劇団かん
人形芝居ひつじのカンパニー	
人形劇丹下進オフィス	
くわえ・パペットステージ	
むごん劇かんばにい	
社団法人 落語協会	
トリック・スター社	
どん亀座	
松元ヒロ	
おおまる企画	
太田ひろし事務所	
日本独楽博物館	
“2010年おどりの空間 坂東鼓登治”	
はせがわ天晴	
わらび座	
ロバの音楽座	
蒼い企画	
オペラシアターこんにゃく座	
アスカップ	
スタジオ・イヴ	
宗像家子	
渡辺知子	
永井由紀美	
山本伸裕	
各子ども劇場	

## &lt;賛助会員&gt;

札幌 NK ミュージック  
文化経済研究所野草



## 子どもの世紀21 キャンペーン “ぼくらはみんな生きている”

### 寄付金・カンパのお願いと “キャンペーンシール”のお知らせ

35年にわたって子どもの豊かな成長を願って活動してきた子ども劇場は、今、家庭・学校・地域・文化教育団体・芸術団体・企業及び行政が一体となって取り組む「子どもの心を豊かに育て、生きる力を育む大運動」“子どもの世紀21キャンペーン”を提唱します。

寄付金・カンパはキャンペーン推進のための行動経費や「夢ぶたい」などの資料製作経費・キャンペーン諸事業の費用に充てさせていただきます。ご協力いただいた皆さんにキャンペーンシールをお渡ししています。このシールでキャンペーンの輪を更に広げていきたいと思っております。

## &lt;キャンペーンシール&gt;

ステッカー	1シート	2枚
大シール	1シート	3枚
中シール	1シート	10枚
小シール	1シート	20枚

お申し込みは各県の協議会・連絡会またはこどもあーとまでお願いします。

●寄付・カンパはいつでも受け付けております。

## 郵便振替講座

口座番号 01720-0-20978

加入者名 九州沖縄子ども文化芸術協会

\*加入者名はこどもあーとでも結構です

<編集後記> 新しい年を迎え、何が大切なことなのか見失うことなく、楽しい毎日を送っています。